

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第12号

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例

野田市育英資金貸与条例（昭和33年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表大学又は専修学校（専門課程）に在学する者の項中「専門課程」の次に「又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第2項に規定する専修学校の専攻科（次項において「専攻科」という。）」を加え、同条第2項中「修業期間」の次に「（専攻科にあつては、24月以内）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。